

令和3年度第1回
東京都私立学校助成審議会

令和3年5月24日（月）

オンライン開催

午前10時30分開会

○荒井会長 定刻を少し過ぎてしまいましたが、令和3年度年度第1回「東京都私立学校助成審議会」を開会いたします。

本審議会の会長を務めさせていただいております、荒井でございます。

本審議会の役割について、最初に一言発言させていただきます。

私立学校は、東京の公教育において大きな役割を担っております。すなわち、日本国憲法第26条第1項で規定されている教育を受ける権利、1976年5月21日の最高裁判決を踏まえて言い換えれば、子供の学習をする権利を私立学校は国公立の学校とともに実現していく役割を担っています。

本審議会は、このように公教育の一翼を担っている私立学校に対して、私立学校法第1条において規定されている、その自主性を重んじながら、経常費補助金配分の基本方針や私立学校の振興と助成に関する重要事項について審議するものであり、その役割は極めて重要であると認識しております。

今回はオンラインでの実施でございますが、皆様の御協力を得まして、審議を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

また、4名の傍聴の申込みをいただいておりますが、傍聴人の皆様におかれましては、「東京都私立学校助成審議会の公開に関する要綱」の定めるところに従い、議事の進行を妨げることのないようお願いいたします。

なお、当審議会は原則公開とし、議事録は都のホームページに掲載し公表させていただきますことを御了承願います。

それでは、まず、本日の会議資料と運営の方法について、事務局よりお願いします。

○私学振興課長 私学振興課長の吉原でございます。

会議資料につきましては、事前に送付させていただいておりますが、画面にも表示してまいります。

念のため、資料の確認をさせていただきます。

審議会の次第。

諮問文の写し。

審議事項の参考資料「学校種別配分方法」。

報告事項資料1「令和2年度私立学校助成予算の執行状況」。

報告事項資料2「令和3年度私立学校助成予算一覧」。

参考資料1「東京都私立学校助成審議会条例他関係資料」。

最後に、参考資料2「本審議会の委員名簿」の7点でございます。

また、今回、オンライン開催に伴う所要の要綱整備を行っております。

資料は画面に表示して御説明させていただきますが、見えにくい場合などは、恐れ入りますが、お手元の資料を御参照いただくようお願いいたします。

会議運営に当たっての注意事項について、ハウリングや雑音防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。御発言の際には、画面の挙手ボタンを押してお知らせください。事務局で挙手をしている委員を確認の上、荒井会長に指名をしていただきます。それから、マイクのミュートを解除して、お名前を言っていただいた上で御発言をお願いいたします。

なお、画面が映らない、音声聞こえない等の問題が発生した場合は、一旦会議から退室していただき、再入室を試みていただければと思います。再入室しても改善されない場合は、予めお伝えした事務局の電話番号まで御連絡をお願いいたします。

○荒井会長 ありがとうございます。

次に、当審議会の開会要件であります定足数について、事務局より報告願います。

○私学部長 私学部長の戸谷でございます。

定足数について、御報告を申し上げます。

本日は、15名の委員の皆様のうち、15名全員の委員が出席しておられます。

東京都私立学校助成審議会条例第7条第1項に定められております定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○荒井会長 ありがとうございます。

なお、当審議会の委員の御紹介ですが、本日は委員名簿にて代えさせていただきます。先ほど共有画面でも示されたとおり、お手元にも資料があると思います。

ここで、野間生活文化局長から御挨拶がございます。

○局長 おはようございます。東京都生活文化局長の野間と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

東京都私立学校助成審議会の開催に際しまして、御挨拶を申し上げます。

荒井会長をはじめ、委員の皆様方には、御多用中にもかかわらず、今日の審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より東京都の私学行政に格別の御理解と御協力を賜りまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

東京の私立学校は、それぞれの建学の精神に基づく個性豊かな教育活動を展開しておられ、公教育の担い手として大きな役割を果たしていらっしゃいます。都は、その重要性に鑑みまして、私学振興を都政の最重要課題の一つとして位置づけております。経常費補助をはじめといたします私学助成事業を実施しているところでございます。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、学校現場では様々な工夫をなされ、安全・安心な学校運営と教育の充実に尽力をいただいております。都といたしましては、今後も私立学校に対する振興施策の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

本日は、私立学校の振興施策の基幹となります令和3年度の経常費補助金の配分方針につきまして御審議いただき、答申を賜りたいと存じます。

委員の皆様方には、ぜひとも活発な御議論をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○荒井会長 ありがとうございます。

本日の審議会の流れですが、初めに、審議事項である諮問について、次に、報告事項について、最後に、答申となります。

それでは、これより審議事項に移らせていただきます。

「令和3年度私立学校経常費補助金の配分方針について」を議題といたします。

当審議会に対しまして、令和3年5月18日付で知事から「令和3年度私立学校経常費補助金の配分方針について」の諮問がございました。

諮問文の写しについては、資料のとおりです。

本題につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○私学振興課長 それでは、諮問内容を説明させていただきます。

諮問文の別紙「令和3年度私立学校経常費補助金の配分方針」を御覧ください。

まず、1の目的ですが、私立学校経常費補助金は、教育条件の維持・向上、児童生徒等の修学上の経済的負担の軽減、さらに私立学校経営の健全性を高めることをもって、私立学校

の健全な発達に資することを目的としております。

次に、2の配分の考え方ですが、1の目的を達成するため、配分の基準や評価の項目において、様々な要素を組み入れ、補助効果を最大にするよう努めております。

下に概観図をお示ししてございますが、御覧のように、補助金は一般補助と特別補助の2つに分けて算定し、その合計額が各学校の補助額となります。まず、一般補助でございますが、これは各学校に共通した学校運営費を対象にしたもので、高等学校・中学校・小学校・幼稚園の学校種ごとに、学校割、学級割、教職員割及び生徒割の4つの区分の補助単価を設定し、各学校の規模に応じて補助額を算定し交付するものでございます。その際、各学校に一律に交付するのではなく、先の補助目的を十分勘案して、幾つかの評価項目を設け、その達成度に応じた評価を加味して配分することとしております。そのために評価係数を設けておりますが、これにつきましては、後ほど説明いたします。次に、特別補助についてですが、特定の施策を実施するための配分でございます。各学校の取組の実績に応じて交付いたします。1ページ下段の表に記載のとおり、高等学校・中学校・小学校で7項目、幼稚園も7項目の事項について、実績に基づき、配分していくこととしております。なお、下線部分については、今回変更する部分であり、後ほど詳しく説明いたします。

それでは、経常費補助の具体的な配分方法につきまして、学校種ごとに説明をさせていただきます。

審議事項、参考資料「学校種別配分方法」を御覧ください。

1、「私立高等学校経常費補助」です。

(1)の一般補助ですが、アの補助単価につきましては、(ア)の学校割単価、(イ)の学級割単価及び生徒割単価につきましては、学校規模や学科の内容によって、御覧のように、単価の補正を行うこととしております。また、(ウ)の教職員割単価は、記載のような単価設定となっております。イの基礎数値につきましては、御覧のとおりとなっております。ウの評価係数ですが、先ほど触れましたように、補助金が単に基礎数値だけを基に配分されるのではなく、一定の評価基準を設けて、是正すべきはマイナス評価を行い、より目的に沿ったメリハリのある補助金の配分にしていこうとするものでございます。具体的には、2ページの表のとおり、評価要素としては、保護者負担、教育条件、財務状況がでございます。

次に、2ページの下、(2)の特別補助でございます。これは、冒頭に触れましたように、単に機械的に補助金を基礎数値に基づいて配分するだけでなく、各学校における取組を促し

たい事項についてプラスの配分を行うものであります。アの「授業料減免制度」から、3ページに移りまして、キの「体験学習等特色ある教育の取組補助」まで、対象項目は全部で7項目となっております。

すみません。共有画面で一時資料が止まっておるようですが、引き続き説明を続けさせていただきます。

次の4ページ、(3)には経常費補助の対象経費を記載してございます。

(4)は、特に「使途指定」といたしまして、補助金交付額の15%以上を教育研究経費支出及び設備関係支出に充てることとしております。これは、補助金が補助目的本来の趣旨に基づいて使われることを目的とするものでございます。

次に、2の私立中学校及び私立小学校経常費補助についてでございます。

基本的に、配分方法については、高等学校と同様の仕組みでございますが、学校割単価の規模の区分については若干異なっておりまして、(1)の表のとおりとなっております。

また、特別補助につきましては、高校にあるもの全てが適用されるのではなく、(2)に記載のとおりとなっております。

続きまして、3の私立幼稚園経常費補助についてでございます。

こちら、基本的な配分方法は高等学校とほぼ同様の仕組みとなっておりますが、5ページになりますが、評価係数の配点について若干の違いがございます。

また、6ページに移りまして、(2)の特別補助では、アの「地域教育事業」、ウの「3才児就園促進」、エの「満3才児受入れ」、オの「ティーム保育推進」、キの「保育体験の受入れ」の各補助が、高等学校・中学校・小学校と異なる点でございます。

以上が、配分方法の全体像でございます。

次に、今回お諮りする変更点につきまして、具体的に御説明させていただきます。

諮問文の別紙資料の2ページにお戻りいただきまして、「配分における令和3年度の変更点」を御覧ください。

今回お諮りする変更点は、特別補助に関する項目、1点となっております。

具体的には、高等学校・中学校・小学校・幼稚園を対象とする「授業料減免制度（授業料減免補助）」の拡充継続でございます。本補助は、家計状況または家計状況の急変の理由による修学上の経済的負担の軽減を図ることを目的に実施しているものです。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済状況の悪化等の社会情勢を勘案し、昨年度ですが、令和2年度

の減免実績が対象となる令和3年度交付分について、家計状況の急変の理由による補助率を5分4から10分の10へと引き上げております。本年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響が継続している状況を鑑み、令和3年度の減免実績が対象となる令和4年度交付分について、家計状況の急変の理由による補助率10分の10を継続いたします。

諮問内容については、以上でございます。

○荒井会長 ありがとうございます。

説明は以上となります。

御質問のある方は、挙手ボタンを押してからお知らせください。事務局が確認後に、私から指名をさせていただきます。指名された場合に、御発言をお願いいたします。なお、順番が前後する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。オンラインは初めてですので、いろいろとドキドキですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

挙手が挙がりましたので、河野委員、発言をお願いいたします。

○河野委員 日本共産党の河野ゆりえです。よろしくお願いします。

今、質問ということでお話がありましたが、意見を申し上げたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○荒井会長 はい。お願いします。

○河野委員 昨年から、新型コロナ感染拡大が続いておりまして、まだ終息の見通しがついていません。経済の貧困が本当に深刻で、家計も大きく圧迫されています。この事態を踏まえて、授業料減免補助拡充が今年度も継続されることは賛成です。

説明いただきましたけれども、減免制度を導入する学校は57校増え、全体で71%の学校が導入し、減免実施校は82校増、減免人数は271人増加ということです。

コロナ禍で家計急変の家庭が増えている今、本当に待たれていた減免補助の拡充だと思います。補助率10分の10への引上げは、前年実績ということで適用は今年度交付分からになりますが、授業料減免を受ける児童生徒数が増えれば、学校にとっては授業料収入が減ることになりますから、本年度も継続して学校への適切な支援を実施されることが重要だと思っています。

そして、今年度だけとしないで、今後、安定的に10分の10の補助制度をすることも要望したいと思っています。よろしくお願いします。

以上です。

○荒井会長 ありがとうございます。

ほかに、御質問、御意見はよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○荒井会長 それでは、答申の取りまとめに入らせていただきます。

それでは、知事の答申のとおり、配分することが適当であると答申した上で、今いただいた一部意見もあったことを申し添えることといたしたいのですが、このようなまとめ方で御意見がある場合には挙手ボタンを押してお知らせ願います。事務局が確認後に、私から指名いたします。指名されたら御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に意見もないようですので、そのようにさせていただきます。

答申書につきましては、報告事項の質疑終了後にお渡しすることとさせていただきます。

続きまして、報告事項である「令和2年度私立学校助成予算の執行状況について」及び「令和3年度私立学校助成予算について」を一括して事務局より報告していただきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○私学振興課長 それでは、報告事項について説明をさせていただきます。

報告事項、資料1「令和2年度私立学校助成予算の執行状況」を御覧ください。

令和2年度に執行いたしました私立学校助成事業につきまして、概ねその性格ごとに、「学校運営」、「保護者負担軽減」、「教職員の福利厚生等」という3つの区分で、2ページにわたりまして記載しております。このうち、「学校運営」については、さらに、補助の性格ごとに、「経常費補助」、「運営費補助」、「施設・設備等補助」、「その他補助」という4つの区分で記載をしております。

表頭にありますとおり、それぞれ、予算現額、執行見込額、残額、執行率の順に数値を記載しております。なお、執行見込額につきましては、本年3月31日時点の集計数字で、決算値として確定した数値ではないことを御了承願います。

まず、1ページの「学校運営」について、説明をいたします。

「経常費補助」は、私学助成全体の3分の2を占める基幹的補助でございます。1から6までの小計欄にありますように、予算現額は、1,208億8,300万余円、執行率は99.5%となっております。

続いて、「運営費補助」は、7から12までの小計欄にありますように、予算現額は22億6,100万余円、執行率は93%となっています。

「施設・設備等補助」は、13から19までの小計欄にありますように、予算現額は60億6,500万余円、執行率は86.5%となっております。8億円ほどの残額が生じておりますが、主なものとしては、13の「私立学校安全対策促進事業費補助」でございます。これは、校舎等の耐震補強工事経費などの一部を補助するものですが、予算積算時の見込みより申請された建物の棟数が少なかったこと、各学校で行った耐震改築工事の1棟当たりの規模が見込みと比べて少なかったことなどにより、約7億9,000万円の残額が生じたものでございます。

続きまして、2ページになりますが、「その他補助」は、先の「経常費補助」、「運営費補助」、「施設・設備等補助」以外の補助ですが、20から24までの小計欄にありますように、予算現額は104億8,700万余円、執行率は93.7%となっております。6億5,000万円ほどの残額が生じておりますが、主なものとしては、21の「私立学校グローバル人材育成支援事業」でございます。私立高等学校が実施する海外留学に参加する生徒の参加費用に対する補助や、教員海外派遣研修に係る経費への補助などを行っておりますが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で海外への渡航が制限され、例年どおりの執行が困難であったことなどにより、約3億8,000万円の残額が生じております。

次に、2ページ中段の「保護者負担軽減」ですが、25から35までになります。合計額ですが、小計欄のとおり、予算現額594億9,600万余円、執行率は85.5%となっております。残額が発生しております主な事業は、25の「私立高等学校等就学支援金」、26の「私立高等学校等特別奨学金補助」ですが、いずれも対象となる生徒数が予算積算時の見込みより少なかったことなどによるものでございます。

最後に、2ページ下段を御覧ください。「教職員の福利厚生等」でございます。下から2段目、小計欄にありますとおり、予算現額59億9,800万余円に対し、執行率は97.7%となっております。

以上、令和2年度の私立学校助成予算につきましては、基幹的補助であります経常費補助を中心に、着実な執行に努めました結果、2ページ一番下の合計欄にありますとおり、全体で執行率94.6%となっているところでございます。

続きまして、報告事項資料2「令和3年度私立学校助成予算一覧」を御覧ください。

1ページから3ページにかけて、先ほどと同様の区分で一覧にしてございます。額の大き

なものや新規事業を中心に説明をさせていただきます。

まず、1ページに記載の「学校運営」に関する「経常費補助」でございます。1から4までの高等学校・中学校・小学校・幼稚園の経常費補助は、私学助成の柱となる補助であることから、当審議会におきまして、毎年度、その配分方針についてお諮りしているものでございます。高等学校・中学・小学校の経常費補助については、公立学校の決算値を基礎に、学校として必要な標準的運営費を算出し、その2分の1を補助額として予算を計上しております。これは、私立学校も公立学校と同様に都民の公教育を担っておりますことから、公私間で一定のバランスを持って公費負担をしていくべきとの考え方に立っているものでございます。なお、幼稚園につきましては、標準となるべき公立幼稚園が少ないという実情を踏まえ、学校法人立幼稚園の決算値と公立教員に適用されている給料表を基に標準的運営費を算出し、同じく、その2分の1を補助額として予算計上しております。表の上段にありますように、高・中・小・幼稚園の予算額合計は、1,189億6,600万余円で、前年度比で3億1,300万円強、率にして0.3%の増となっております。

次に、2ページ上段に記載の「施設・設備等補助」を御覧ください。13の「私立学校安全対策促進事業費補助」ですが、私立学校における耐震工事、非構造部材対策工事等の従来の補助に加え、本年度からは体育館における空調設備設置工事に要する経費等を補助いたします。これまでの執行状況を踏まえ、耐震工事の所要額について精査した結果、前年度比で減となっておりますが、33億5,400万余円の予算を計上しております。なお、校舎等における空調設備の更新工事については、14の「私立学校省エネ設備等導入事業費補助」において対応しておりまして、本年度からは補助限度額の引上げを行います。次に、15の「私立学校デジタル教育環境整備補助」でございます。本補助は、高等学校・中学校・小学校におけるデジタル教育環境の整備に必要な経費の一部を補助しておりますが、本年度からは補助の対象に特別支援学校を加えるほか、教員の負担軽減を図る校務支援システム等の整備に必要な経費も対象とし、補助限度額の引上げを行います。本年度は、5億9,900万余円の予算を計上しております。17の「私立幼稚園等環境整備費補助」でございます。本補助は、幼児教育の質の向上のため、遊具等環境整備を行う私立幼稚園等に対し、経費の一部を補助するもので、令和元年度から感染症対策のための衛生用品の購入に係る経費も補助対象に追加していましたが、本年度からは新たに教育水準の向上に向けた取組を実施する幼稚園に対する補助を行います。本年度は、7億5,300万余円の予算を計上しております。

学校運営に関する予算額は、2ページ下段の小計欄でございますように、1,413億5,700万余円で、前年度比でほぼ横ばいとなっております。

次に、3ページを御覧ください。「保護者負担軽減」に関する事業でございます。26の「私立高等学校等特別奨学金補助」ですが、昨年度、国の就学支援金の拡充に合わせて本補助の対象を年収目安約910万円未満の世帯まで拡充したところですが、本年度からは通信制高校について従来の東京都が認可している通信制高校に加え、東京都以外の自治体が認可している通信制高校も新たに支援の対象といたします。本補助全体の予算額として、161億5,700万余円を計上しております。次に、33の「私立専修学校授業料等減免費用負担金」でございます。本補助は、令和2年度に国が開始した、いわゆる高等教育の無償化における東京都負担分ですが、私立専門学校が住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に授業料及び入学金の減免を行う場合に、国と都が一定の割合で補助を行うものでございます。対象校が増えたことに伴い、本年度については76億4,100万余円の予算を計上しております。「保護者負担軽減」に関する予算額は、3ページ中段の小計欄でございますように、618億3,800万余円で、前年度比で横ばいとなっております。

最後に、「教職員の福利厚生等」でございます。36から38まで、3つの事業がございます。予算額は、60億7,300万余円となっております。

学校運営、保護者負担軽減及び教職員の福利厚生等を合計いたしますと、3ページの一番下の合計欄のとおり、私学助成予算の合計は2,092億6,800万余円で、令和2年度予算額と比較して1億2,000万余円、0.1%の増となっております。

以上により、令和2年度の執行状況と令和3年度予算措置の状況についての報告とさせていただきます。

○荒井会長 ありがとうございます。

以上で、報告事項アとイの説明が終わりました。質問のある方は、挙手ボタンを押してお知らせくださるようお願いいたします。事務局が確認後に、私から指名させていただきます。指名されましたら、発言をお願いいたします。なお、順番が前後する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。いかがでしょうか。

ただいま、私のところに、氏岡委員、宮川委員、河野委員の発言の連絡がありました。まだほかにも追加はありますが、まず、お三方、氏岡委員から発言をお願いいたします。

○氏岡委員 ありがとうございます。

私からは、執行率が気になりまして、資料1と2の執行率の低いところをもう少し御説明いただけたらと思います。

まず、資料1のほうなのですけれども、30番の私立小中学校等就学支援実証事業のところをもう少し御説明いただけたらと思います。

また、資料2の6番、私立通信制高校の学校経常費補助が減額になっているのはどうしてかというのをお教えいただけたらと思います。

同様の趣旨で、30番についても、私立小中学校等の就学支援実証事業、国の事業だと思うのですが、ここが減っている理由もお教えください。

以上です。

○荒井会長 ありがとうございます。

一括して質問をいただいてよろしいですかね。

続きまして、宮川委員、河野委員、追加で岩田委員からも質問の意向が示されましたので、最初にお三方から質問をいただいて、一括してお答えいただきたいと思います。

それでは、宮川委員、お願いいたします。

○宮川委員 宮川です。

私も、執行率が低いところの質問にはなるかと思いますが。報告事項、資料1の1ページ目、耐震化のところです。従前、私のほうで指摘していますけれども、見込みより耐震化が結局は少なく、7億9,000万ぐらい残ったという御説明がありましたが、それは当初の見込みより安く済んだのか、それとも、そもそも申請がなかったのか、もう少し詳しく御説明いただきたいです。結果的に、学校の耐震化率が上がったのかどうか、また、そこまで調査されていないかもしれませんが、その辺も教えていただきたいと思います。従前指摘申し上げているとおり、耐震化がすごく低いところは地震が起これば必ず倒壊することになりますから、率の問題ではないのですけれども、実際にどういうふうに進んでいるのか。むしろ、今、オンライン授業が進んでいるのであれば、工事がしやすいのではないかと思いますので、工事するのは実際には大変なのですけれども、今のうちに実施するなら実施していただきたい分野かと思っています。予算でも大分減額がされていて、空調設備をこの中に含めるということでしたけれども、その辺も同様に耐震化が進んだのでこれでいいということなのか、御説明いただきたくお願いします。

付け加えますが、全体としては、東京都は新型コロナの対策でとても大変な状況であるに

もかかわらず、予算自体が総額としては減っていないということで、私学助成に対する強い思いを感じますので、全体としてはいい内容だとは考えています。

以上です。

○荒井会長 ありがとうございます。

続きまして、河野委員、発言をお願いいたします。

○河野委員 日本共産党の河野ゆりえです。

御説明いただきまして、ありがとうございます。

私は、質問を申し上げるというよりも、要望ということで、3点、お願いしたいと思っています。

1つは、コロナウイルス感染拡大が続いていまして、教育活動や入学試験の対応などで学校の負担が重くなっていると感じています。東京都として必要な支援を行っていただくことをお願いしておきたいと思います。

2つ目に所得が低い家庭のために、授業料負担軽減のほか、入学金や施設費等の軽減に向けて対応されることもお願いしたいと思います。

3つ目です。義務教育標準法が改正になり、公立小学校は、今年度より5年がかりですが、小学校2年生から35人学級編制になります。私立学校においても対応していただける仕組みが必要と考えておりますので、そのことを申し添えておきたいと思います。

以上です。

○荒井会長 ありがとうございます。

それでは、最後になります。岩田委員、発言をお願いいたします。

○岩田委員 ありがとうございます。

令和3年度予算のところで、今、大変家計状況が厳しい御家庭があるところで、今日、御審議いただいた授業料減免制度10分の10は大変いいことだと思うのですが、予算のところは、終始横ばいということで、中で工夫しながら、減らすべきところ、増やすべきところということでお考えいただいているのだと思うのですが、例えば、予算の30番あるいは35番は、令和2年度の執行率が大変低いというところで、本年度は減らしての予算立てということだと思うのですが、もう一つ、33番は、執行率が昨年度は63.2%で、これは22.2%のプラスということで、先ほど対象校が増えたというお話があったのですが、そのところをもう一度御説明いただきたい。こういった支援制度は、生徒さんあるいは御家庭にきちんとこ

ういうものがあることをお伝えしていくのが大変必要だと思うのですが、その辺りのことは具体的にどういうふうにしていらっしゃるのかを確認していただけたらと思います。

以上です。

○荒井会長 ありがとうございます。

たくさんの御質問、意見をいただきました。いちいち確認はいたしません、質問のところから、御対応を事務局からお願いいたします。

○私学振興課長 いろいろ御質問いただきまして、どうもありがとうございます。

事務局から回答をさせていただきます。

最初、氏岡委員からお話のありました幾つかの質問ですけれども、まず、執行率のところ、報告事項、資料1の執行率の予算の中で、30番、私立小中学校等就学支援実証事業の執行率が低いというところについて、こちらは国が行っている小中学校の低所得の世帯に対して十万円を支給するという事業でございますけれども、国の実証事業ということで、少し国のほうで要件を厳しくしたり、制度変更もあった影響で、当初見込んでいた人数より申請が出てこなかったという事業です。結果として、執行率がこのような状況になっているものでございます。

報告事項、資料2の予算のほうで話があったものとして、まず、6番の私立通信制高等学校経常費補助ですけれども、こちらについては、私立通信制高校に通う生徒数に応じた補助額になっておりまして、その対象となる人数が減る見込みであったというところで、それを踏まえての減額になっている状況でございます。

予算の30番、決算のところでもお話いただいた小中学校等就学支援実証事業については、先ほどの決算の状況も踏まえて、実態に応じた予算に精査をしたところで、金額としては減額になっているという状況でございます。

続いて、宮川委員からお話のありました耐震化のところの関係でございますが、状況としては、当初見込んでいた件数よりも件数が少なかったところで、実績が全然なかったというところではないのですけれども、当初、まだ耐震化ができていない学校が対応できるだけの予算を積んでいたところですが、その見込みが大体当初の半分ぐらいの見込みであったところで、このような執行率になっているところでございます。ただ、現在、令和2年4月時点での耐震化率で申し上げますと、幼稚園から高校までで95.8%ということで、少しずつではあります、改善はしている状況でございます。今、耐震化ができていない建物の残

り棟数の数がかかなり限られてきているところで、個別に各学校に状況を確認させていただいて、どのような形で耐震化が進めていけるかというところを少し厳しくやり取りをさせていただいておりますので、そうした中で、この耐震化についてさらに一層進めていければと考えております。

岩田先生のお話のありました、予算でいうと、30番は小中学校等の就学支援実証事業ということで先ほど御説明した内容ですけれども、35番の被災生徒等受入支援事業費補助も、大規模災害等に被災した生徒さんの負担軽減を図るもので、来年度の事業実施見込み等を勘案して予算を積算しているところで、額としては少し減っているように見えますのですが、必要な予算は措置をしているという状況でございます。33番の私立専修学校授業料等減費用負担金ですけれども、こちらがちょうど令和2年度から国の高等教育の無償化でスタートをした事業というところで、昨年度の決算のところでは、事業初年度であったところで、少し見込みが難しいところがあったという状況でございます。令和3年度は、対象となる専門学校の学校数でいきますと、令和2年4月で186校だったものが、令和3年4月で230校と増えているという、その増えた部分をもって予算額を増やしているところでございます。これらのいろいろな保護者負担軽減事業の施策に関する周知については、例えば、学校を通じてしっかりと対象者に周知をしていただくというところは、まず第一にやっているとありますが、そのほか、例えば、都としても、チラシやリーフレットを学校を通じて配付したり、都のホームページにも載せておりますし、SNSを通じた周知もやっております。そうしたいろいろな周知活動もしっかりとやっていく中で、対象となる方が申請していただいて、対象となる支援を受けられるように周知というところでも取り組んでいるところでございます。

以上、質問があったところの回答でございます。

○荒井会長 ありがとうございます。いただいた質問に対しては、今、説明の応答をいただいたかと思えます。

これに関わっての追加質問もしくは別の観点からの御質問がある方は、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

氏岡委員、発言をお願いいたします。

○氏岡委員 ありがとうございます。

2点、ございます。

いずれも私が質問したところなのですが、資料2の6番、通信制高校のところなのですが、減る見込みという御説明ですが、見ると執行予定額と同じではないかと思えます。通信制高校に行くお子さんは増えているなどという印象があるので、その見込みをどのように立てておられるのか、少子化の影響もあるかと思えますが、お教えてください。

それから、国の実証事業、同じく資料2の30番ですが、当初の額よりも絞り込まれているのは気になるところです。これは私学審議会の範疇かもしれませんが、都として私立の小中をどのように位置づけていくのか。一方で、都の中高一貫が増える中で、こういったお子さんをどのように位置づけていくのかというのはとても大きな課題のように思います。私としては、小中のほうはぜひ補助をしてあげたいと思うのですが、都としてはどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

以上です。

○荒井会長 ありがとうございます。

2点、追加の質問をいただきました。

併せて、吉田委員からも発言の意思が示されておりますので、吉田委員に発言いただいた後に、今の質問にお答えいただけたらと思います。

吉田委員、発言をお願いいたします。

○吉田委員 ありがとうございます。

若干要望的なことも大丈夫なようなので、お尋ねと併せて、子供たちに代わって、議員の先生方もいらっしゃるのでお願いしたいのですけれども、今日の資料でいいますと、決算も予算も同じ番号の21番でございます。私立学校グローバル人材育成支援事業なのですが、御承知のように、昨年1月からコロナが発生いたしまして、それに伴いまして、この補助金の中には外部検定試験の受験料も含まれております。ただ、それ以外に外国への生徒たちの留学ということで、今、私どもは各学園に対して1校当たり700万円プラス手数料を上限としまして出されているわけですが、昨年は一切それが実施できていない学校がほとんどだと思えます。また、今年度も、既に始まっておりますが、希望を取れるような状況にございません。そういう中で、私は今年もできればということで、3月までにはもし解決してくればば行かせたいと思っておりますけれども、その際に、去年行きたかった子供たちが今年に行ってしまうと、今年に行こうとしている子が行けなくなります。この700万円という枠を逆に取り払っていただけるのかどうか、実際に使用していない学校もあるわけですので、その予

算範囲の中で何とか広げていただいて、子供たちが将来の夢や希望を実現するために、海外に、たとえ3か月といえども、出ていきたいという夢を実現できるようにしていただければという思いがありまして、あえて発言させていただきました。

もう一点、今、氏岡委員からお話がありました中小の支援事業の実証事業の件については、令和3年度が5年目になります。初年度、できた当初は、この400万円という縛りに対しての文部科学省での見方が誤っていたという言い方は変ですけれども、税務上の問題が日本の場合は非常に引っかかってくるのだと思いますが、例えば、1,000万以上の収入はあっても、個人のマンション運営とかで失敗したなどという方が400万円以下の対象になってしまったり、いろいろとあったことから、国からの縛りが非常に増えてまいりました。現在、東京都においても希望してもそれが出ないという層が増えてきている。そのために減額されてきているのだと私は思っております。

そういう中で、我々が今後要望することとしては、本当に400万円以下の人が厳しいだけなのかどうか。逆に、私は、700万円ぐらいまでの、俗に言うサラリーマンという皆さん、そういう中で、私立小学校・中学校に通わせたいという保護者の方が一番苦労しているのではないかと。そういう意味で、今、文部科学省にも、ぜひ上限額を上げて、実証事業ではなく、きちんとした補助にしていきたい、そういう支援にしていきたいということをお願いしているところを申し添えさせていただきます。

取りあえず、以上でございます。ありがとうございました。

○荒井会長 ありがとうございました。

質問事項としては、6と30のところ及び21のところだったかと思います。それでは、事務局から応答をお願いいたします。

○私学振興課長 それでは、回答をさせていただきます。

まず、氏岡先生から追加でいただいた質問について、通信制高校の経常費補助の関係ですが、今回、この予算で対象としているのは、東京都が認可している私立通信制高校に対しての補助でございます。先生からお話のあった、最近、通信が増えているというところというと、東京都以外が認可している通信制高校が比較的増えている状況もございまして、そういった意味では、都の認可している通信制高校を見込んで積算したところでございます。

小学校・中学校についてのお話ですけれども、東京都としては、私立の小学校も中学校も含めて、それぞれが建学の精神に基づく特徴ある教育活動を展開していただいている中で、

それぞれの学校の取組を、自主性を尊重する中で、支援させていただいているところでございます。基本的にはそういう考え方の中で、実証事業については、吉田先生からもお話がありましたように、国の実証事業ということで、ちょうど5年間で実証事業が終わるタイミングで国としてどのような施策を取ってくるかということもありますので、その辺りも見ながら都として考えていくことになるのかなと思っておりますが、私学の取組を支援していくというところでは、しっかりと振興策は進めていきたいと思っております。

吉田先生から話のあったグローバル人材育成の事業の関係なのですが、正直、今年度もまだコロナの影響が続いている中で、なかなか実施が難しい状況ではあるかと思うのですが、コロナの感染状況等々を見ながら、例えば、国や東京都の教育委員会も同様の事業をやっているところでございますので、その辺りの状況も見ながら、もし実施ができるような状況になれば、そこはしっかりと各学校の取組を支援していきたいと思っておりますが、実際にどのような形でやれるかということについては、一旦、御意見をいただいたというところで受け止めさせていただければと思っております。

以上になります。

○荒井会長 ありがとうございます。

学ぶ権利を国公立と一緒に支援していく私立学校に対してどのように支援していくことが私学の自主性を守りながら公共性を担保できるのかということをめぐることは、様々な論点があり得ると思っておりますので聞かせていただきました。

今のことに関わって、もしくは、追加で御意見や御質問がある方は挙手をお願いいたしますが、いかがでしょうか。

重永委員、川松委員、この順番で発言をお願いいたします。それでは、重永委員、発言をお願いいたします。

○重永委員 ありがとうございます。

私からも、時間も押しておると思うのですが、項目番号30番、小中学校の実証事業について、氏岡先生と吉田先生にも御発言いただきましたが、小学校の立場からお礼を申し上げたいということが一つ。

実証事業が、5年の予定で終わるわけですが、私は小学校・中学校の支給要件を緩和する方向で今後お考えいただけないかという要望でございます。特に私立小学校は金持ちが行くところだという誤解がありましたら、ぜひそれを解いていただいて、積極的な支援

をということでお願い申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○荒井会長 ありがとうございます。御意見として頂戴いたしました。

次に、川松委員、発言をお願いいたします。

○川松委員 本日は、ありがとうございます。

今、お金についてのお話が様々な先生からあったわけですが、通常というか、コロナがないときに、私学の学校運営、どこの学校、高校、中学校、小学校、幼稚園、関係なく、国公立との差が激しいのだ、ここを埋めるために、皆さん方に、特に東京都から補助を出していただくことによって公私間格差をなくしていきましようという話があった中でコロナを迎えているわけです。先ほどのグローバルの予算に関しても、今、大変現場から、吉田先生のお話で受け止めるべきところであると思いますが、例えば、経済のことを考えたときに、コロナ対応で様々な予算を年度の途中であろうが東京都は組んでいるわけですね。今の飲食店の補助もそうです。協力金という形で出していますから、グローバルの予算が年度内に執行率が悪いとか厳しいなと思ったときには、その現状に合わせて、各私学の経営者の皆さん方が求めるものを、新規で流動的というか、柔軟に予算を対応することによって、いわゆる私学に通われている児童生徒の皆さん方をサポートする意識をもっと持って私学部の皆さん方には動いていただきたいなと思ったので、意見ということにいたします。

例えば、耐震補助が大分執行率というか、いろいろと一周してきたので、落ち着いてきたよということでありましてけれども、人道的な観点から耐震補助は必要だということで、満額で多くの学校が使われてきたわけですが、コロナ対応も、ある意味、耐震補助で似たような性質だと思っていますので、コロナ対応も学校によってそれぞれ求めるものも違うし、現場の対応も違うと思います。今、東京都の都知事が様々な緊急事態宣言やいろいろな活動の制限を、いわゆる東京都の教育委員会に対して出して、東京都の教育委員会がそれぞれの各区市町村の教育委員会を見習って動いていく余波を私学の皆さんが受けているような状態だと思うのです。クラブ活動にしても、様々な学校の活動にしても、東京都の方針に合わせてみんな止まっていく中で、実は目に見えない精神的な負担とか、これは、生徒、児童だけではなくて、教職員の皆さん方にもかかっている部分がありますので、そういうところをケアするようなものも含めて、もっと緊急事態だからこそ出せる、特に東京の教育は私学の皆さん方によって支えられてきたからこそ、地方と違うという立てつけの中で、もっと柔軟

に、こういう審議会ももし必要であれば活発に開いていただいて、現場で学ぶ生徒、児童の皆さん方が、必ずマイナスにならないような姿勢で臨んでいただきたいということを私からは要望させていただきます。

○荒井会長 発言をありがとうございました。

そろそろ時間が迫ってきてはおりますが、追加で御発言がある方はお願いいたします。

岩立委員、発言をお願いいたします。

○岩立委員 ありがとうございます。

東京家政大学子ども学部の岩立と申します。

私は、意見なのですけれども、新型コロナウイルスの感染への対応として非常に都が支出しておる厳しい財政状況の中、予算執行率や幼・小・中・高のバランスなどを考えて非常に熟考して予算を編成されたと思っております。特に私が着目したのは17番の私立幼稚園等環境整備費補助なのですけれども、これは前年度比の294.7%、最大の増額ではないかと思っています。幼稚園教育が、世界的に見て、義務教育、小学校及びその後の学習あるいは人生の成功にもつながることが実証されてきていまして、世界的に着目される中で、このように増額していただいたことは大変評価したいと思っております。幼児教育無償化も含めて国会でも議論されるようになっておりますので、ぜひまたこういった配慮といえますか、予算編成をお願いできれば大変ありがたく思います。非常に評価されるのではないかと考えております。

以上です。

○荒井会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様はよろしいでしょうか。

審議に御協力をいただきまして、ありがとうございます。これで報告事項の質疑を終わらせていただきたいと思います。

コロナ禍において様々な困難を抱える家庭や子供さんがいる中で、それぞれの学習する権利を機敏に状況に合わせて支援していく必要性などについて、委員の皆様から意見を出していただけたと個人的には聞かせていただきました。

今回、各委員から、数多くの貴重な意見が出されました。都におかれましては、私立学校の振興に今後もしっかりと取り組んでいただくよう、私からもお願いいたします。

以上で、本日の議事内容は終わりました。

先ほど審議いただきました知事からの諮問事項に対する答申書が出来上がりました。今、私は手元にいただきましたが、ただいま答申書の写しが画面に表示されております。これを本審議会からの答申といたします。

(答申書の写し表示)

令和3年5月24日

東京都知事

小池 百合子 様

東京都私立学校助成審議会

会長 荒井 文昭

令和3年度私立学校経常費補助金の配分について (答申)

令和3年5月18日付3生私振第383号により諮問のあった令和3年度私立学校経常費補助金の配分について、下記のとおり答申する。

記

知事の諮問のとおり配分することが適当である。

(答申書の写し表示を終了)

○荒井会長 ここで、野間生活文化局長から御挨拶がございます。

○局長 野間でございます。

ただいま、令和3年度の私立学校経常費補助金につきまして、御答申をいただきまして、誠にありがとうございました。

委員の皆様方には、お忙しいところ、御審議を賜りまして、御礼を申し上げます。

ただいま御答申いただきました内容、また、様々な貴重な御意見、御要望をいただきまして、ありがとうございました。今後とも、私立学校の皆様の状況を踏まえながら、適切な予算執行

に努めてまいりたいと考えてございます。

荒井会長をはじめ、委員の皆様方には、今後とも、東京都の私学行政につきまして各段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○荒井会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたり御審議いただき、大変お疲れさまでした。

なお、議事録の取りまとめにつきましては、私と近藤会長代理に御一任いただきたいと思います。御了承をお願いいたします。

これで、本日の審議会を終わります。長時間、お疲れさまでした。

午前11時43分閉会